

平成 22年5月 27 日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

全国伝統薬連絡協議会
会長 井原 正登

「伝統薬の電話等による通信販売」を存続するための制度改正等の要望

厚生労働省におかれましては、日頃から、子ども手当、B 型肝炎訴訟、失業対策を始めとして各種問題等にご尽力しておられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

さて、全国伝統薬連絡協議会は平成20年10月11日に発足した全国組織で、現在、全国19都府県にある43社が加盟しております。伝統薬とは「日本各地に古くから存続する製薬会社が独自の処方得た国の承認を得た漢方薬及び生薬製剤」であり、古くは江戸時代以前から続くものもあり、日本の貴重な文化遺産の一つです。

伝統薬は、昔から伝統薬企業の直営店で販売するか、全国各地の愛用者から電話等により注文を受けて販売しております。伝統薬の多くは知名度が低いため、顧客の近くの薬局やドラッグでは販売されていないので、通信販売以外では入手が困難です。顧客からは薬の製造販売会社に直接電話で相談してから購入するので、安全で安心できると信頼を得ております。

ところが、平成21年2月6日に公布され、6月1日から施行された改正省令(以下「本改正省令」という。)では、第 2 類医薬品の郵便等による販売が認められておらず、一部の経過措置がありましたが、新規顧客の獲得が認められない経過措置では、販売に影響が出ると危惧しておりました。実際に、この4月に実施した本会員の調査結果では、32 社から回答があり、75%の企業が売り上げ減少となっており、5割まで落ち込んだ企業も出ています。

この困難を打開するために、幾度となく厚生労働省の担当官に伝統薬の窮状をご説明して何とか救済いただくようお願いいたしました。また、政府の行政刷新会議の下に設置された「規制・制度改革に関する分科会」にも従来どおりに通信販売が可能となるようにと要望をあげております。この分科会に属する「ライフイノベーションワーキンググループ (WG)」において、「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」などについて審議がされており、公開文書の中でも、伝統薬が地域の有力な産業として雇用の確保を含め、地域経済に果たしてきた役割は大きいですが、本改正省令により伝統薬企業の経営が悪化した実態が触れられております。

全国の顧客からは、伝統薬の郵送販売規制に反対する署名が、本改正省令施行前の時点で多数寄せられ、平成20年10月には3万人余の署名文を厚生労働省に提出いたしました。本改正省令施行後も、全国の1万5千人余の顧客から会員企業に厚生労働大臣宛の「伝統薬の通信販売継続の請願書」の署名が寄せられましたので提出させていただきます。

「伝統薬の電話による対話に基づく通信販売」は、対面販売に遜色なく、改正薬事法の主旨である「医薬品の安全性・有効性の確保」を遵守できると確信しております。

つきましては、「伝統薬の電話等による通信販売」を存続できますよう、早期に制度改正等を実現していただくようお願い申し上げます。

別紙 全国伝統薬連絡協議会

(別紙)

全国伝統薬連絡協議会

設立：平成20年10月11日

設立の経緯

平成18年6月14日法律第69号「薬事法の一部を改正する法律」の公布に基づき、平成21年2月6日に公布された改正省令の案が、平成20年9月に公表されパブリックコメントが実施されることとなった段階で、古くから伝統薬を製造販売する企業が、ことの重大性を憂慮して設立された。

目的：伝統薬の存続及び伝統薬の提供を通して生活者の健康支援を実現する

活動方針

- ・ 伝統薬の適切な使用体制の確立を図り安全性を確保すること
- ・ 伝統薬の提供を通じて全国津々浦々の利用者のセルフメディケーションと健康づくりを支援していくこと

会員：43社（全国19都府県）

通信販売顧客数：約23万人（会員掌握分）